

全員協議会会議録

1	開 会	1
2	あいさつ	1
3	議 題	1
	(1) 議会の構成について	1
	① 議席について	1
	② 議会運営委員の選任について	1
	③ 議会改革推進特別委員の選任について	1
	(2) 提出議案について	2
	① 議案第1号 市長の専決処分事項承認について	2
	専決第3号 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第8号）	2
	② 議案第2号 市長の専決処分事項承認について	5
	専決第7号 令和2年度矢板市一般会計補正予算（第1号）	5
	③ 議案第3号 市長の専決処分事項承認について	7
	専決第4号 矢板市市税条例の一部を改正する条例	7
	④ 議案第4号 市長の専決処分事項承認について	7
	専決第5号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例	7
	⑤ 議案第5号 市長の専決処分事項承認について	7
	専決第6号 矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	7
	⑥ 議案第6号 令和2年度矢板市一般会計補正予算（第2号）	9
	⑦ 議案第7号 矢板市営住宅条例の一部改正について	11
	(3) 塩谷広域行政組合議会議員の選出について	12
	(4) 栃木県後期後継者医療広域連合議会議員の選挙について	12
	(5) 会期、議事日程及び議案の取り扱いについて	12
4	報告事項	13
	(1) 議会運営に係る新型コロナウイルス感染症対策について	13
	(2) 議員報酬の削減について	14
	(3) 矢板市国土強靱化地域計画の策定について	14
	(4) 矢板市長等の給料の特例に関する条例の制定について	15
	(5) 矢板市市税条例の一部改正について	16
	(6) 矢板市都市計画税条例一部改正について	18
	(7) 矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例及び特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	19

日 時 令和2年5月15日(金) 午前10時00分～午後0時01分
場 所 議場

(8)	新型コロナウイルス感染症対策について……………	20
(9)	その他……………	29
	3 議題(1) ③ 議会改革推進特別委員の選任について……………	29
5	その他……………	30
6	閉会……………	30

○ 出席者

【 議員15人 】

- ① 石 塚 政 行
- ② 掛 下 法 示
- ③ 神 谷 靖
- ④ 中 里 理 香
- ⑤ 高 瀬 由 子
- ⑥ 櫻 井 恵 二
- ⑦ 藤 田 欽 哉
- ⑧ 佐 貫 薫
- ⑨ 伊 藤 幹 夫
- ⑩ 関 由紀夫
- ⑪ 小 林 勇 治
- ⑬ 宮 本 妙 子
- ⑭ 石 井 侑 男
- ⑮ 中 村 久 信
- ⑯ 今 井 勝 巳

【 説明員 】

- | | |
|--------------------|---------|
| ① 市 長 | 齋 藤 淳一郎 |
| ② 副市長 | 横 塚 順 一 |
| ③ 教育長 | 村 上 雅 之 |
| ④ 総合政策部長兼総合政策課長 | 高 橋 弘 一 |
| ⑤ 総務部長兼総務課長 | 塚 原 延 欣 |
| ⑥ 税務課長 | 丸 谷 久美子 |
| ⑦ 健康福祉部長兼社会福祉課長 | 石 崎 五百子 |
| ⑧ 子ども課長 | 田 城 博 子 |
| ⑨ 健康増進課長 | 沼 野 晋 一 |
| ⑩ 市民生活部長兼くらし安全環境課長 | 小野寺 良 夫 |
| ⑪ 経済建設部長兼建設課長 | 津久井 保 |
| ⑫ 都市整備課長 | 柳 田 豊 |
| ⑬ 教育部長兼教育総務課長 | 小 瀧 新 平 |
| ⑭ 生涯学習課長 | 山 口 武 |
| ⑮ 上下水道事務所長兼水道課長 | 柳 田 和 久 |

【 欠席議員 】

なし

【 欠席説明員 】

なし

【 議会事務局 】

- | | |
|--------|---------|
| ① 事務局長 | 薄 井 勉 |
| ② 副主幹 | 森 山 敦 |
| ③ 副主幹 | 黒 崎 真 史 |

1 開 会

○議長（石井侑男） 全員協議会を開会いたします。 (10:00)

本日の会議は説明など、その他発言については簡略化するなど時間短縮にご協力くださいますようお願いいたします。初めに市長から挨拶があります。

2 あいさつ

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、ひとことご挨拶申し上げます。本日、第361回矢板市議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては公私ともご多用中にもかかわらず、ご参集を賜りまして誠にありがとうございます。今回当局から提出いたします案件は、市長の専決処分事項承認5件、補正予算1件、及び条例の一部改正1件の計7件であります。

提出議案及びご報告事項につきましては、所管の課長からご説明いたしますので、よろしくご協議くださるようお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

3 議 題

(1) 議会の構成について

- ① 議席について
 - ② 議会運営委員の選任について
 - ③ 議会改革推進特別委員の選任について
-

○議会運営副委員長（宮本妙子） 報告いたします。去る5月8日、議会運営

委員会を開催し、取扱い等について協議した結果についてその概要をご報告いたします。

①の議席については、議席番号 12 番は欠番として、議席の変更は行わないこととなりました。②及び③の委員の選任については、欠員が生じていますので、それぞれ補充するものであります。詳細については事務局長に説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長 続けて補足説明を求めます。

○議会事務局長（薄井勉） ②及び③についてご説明いたします。

② 議会運営委員の選任につきましては本会議において、③ 議会改革推進特別委員の選任につきましては全員協議会において、議長から指名することになります。また両委員会とも委員長が不在となりますので、それぞれ指名後に会議を休憩し、委員会を開き、委員長の互選をしていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 説明は終わりました。何かご質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので次に進みます。

(2) 提出議案について

-
- ① 議案第 1 号 市長の専決処分事項承認について
専決第 3 号 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第 8 号）
-

○議長 説明を求めます。

○総務課長（塚原延欣） おはようございます。説明をさせていただく前にお願いをさせていただきたいと思います。

今回の議会に予算関係は議案第 1 号、第 2 号、第 6 号ということで提出させて頂いておりましたが、本来ですと、議案書、専決処分書、また予算書の 1 ペー

ジの部分を読ませてもらっていますが、先ほど議長よりもありましたように、今回はその朗読を省略させていただきまして、予算の説明に入らせていただきたいと思います。

また予算の説明の方も、簡略的に説明をさせていただきたいと思いますので、どうかご理解をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは早速議案第1号 補正予算第8号の説明をさせていただきます。最初の2ページをご覧ください。まずこの補正予算第8号であります。これは新型コロナウイルス感染症対策に係る経費、それと国庫補助金の変更に伴うもの、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、及び市債の確定に伴うもの、それと寄付金の増加に伴うものということでございます。

それでは2ページをご説明いたします。まず第1表 歳入につきましては2款 地方譲与税から21款 市歳までということでありまして、歳入合計が、補正額が1,269万7千円で、歳入予算総額につきましては154億1,199万7千円でございます。

歳出につきましてはその下ですが、2款 総務費から10款 教育費ということで、歳出合計が、補正額1,269万7千円、歳入予算総額が154億1,199万7千円ということでございます。

4ページをお願いいたします。第2表 地方債補正というところでございます。こちら本来ですと全て読み上げるのですが、こちら確定によるということで、いずれの事業におきましても地方債の減額を、確定によりしたものでございます。

それでは説明書の4ページをお願いしたいと思います。こちらは歳入の内訳であります。2款 地方譲与税、9款 地方特例交付金、10款 地方交付税、14款 国庫支出金、15款 県支出金、いずれも確定によるものというこ

とで、増ということになってございます。

17 款寄附金につきましては、1 目 教育費寄附金が 1 件ありました。3 目 消防費寄附金も 1 件、4 目 こども未来寄附金は 4 件の寄附があったところ
でございます。

6 ページ、18 款が財政調整基金繰入金、21 款が市債ということで、市債の
2 目 土木債、こちら説明欄をご覧頂きたいと思います。まず道路整備事業、
こちらは市道 109 号線にかかるもの、その下、市街地整備事業、これが片岡市
街地整備事業にかかるもの、その下、公営住宅整備事業、これが乙畑市営住宅
1 号棟と 2 号棟の長寿命化工事に係るものでございます。

3 目 消防債、こちらが消防のポンプ自動車の購入に係るもの。4 目 教育
債が学校施設等整備事業で、東小学校の普通教室のトイレ改修工事に関わるも
の、その下が国民体育大会推進事業、こちらが矢板運動公園サッカー場の芝の
張り替えとトイレ改修などにかかるものです。

6 目 災害復旧費、こちら道路橋りょう災害復旧事業です。こちらが成田豊
田 3 号線、成田 8 号線、片岡高塩 1 号線となります。河川災害復旧事業、こち
らが準用河川新堀川となります。都市施設災害復旧事業が矢板運動公園野球場
他ということ。その下、農地災害復旧事業、こちらが上太田地内他の農地
の災害復旧事業に係るものということでございます。

それでは 8 ページ、9 ページ最初の方をお願いします。歳出になります。2
款 3 項 1 目 戸籍住民基本台帳費ということでございます。こちらにつきまし
てはマイナンバーカードの発行業務です。これを国が委託をしております、地
方公共団体情報システム機構に支払う経費となつてございます。

3 款 2 項 1 目 児童福祉総務費、こちらは先ほどの寄附金があった分の寄附
金を、こども未来基金に積み立てる経費ということでございます。

その下4目 児童福祉施設費、こちらは学童保育館活動支援事業ということで、今回のコロナの関係で3月2日から学童保育館の稼働日数増によりまして、その解消及び人材確保に要する経費ということでございます。

10款4項1目 社会教育総務費、こちらが学校支援地域本部事業ということでございまして、これもコロナの関係で3月2日から稼働日数が増加したものであるというところでございます。

その下3目 図書館費、こちらが歳入で寄附の方であったものについての、図書館の購入に係るものということでございます。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。ご質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので次に進みます。

② 議案第2号 市長の専決処分事項承認について
専決第7号 令和2年度矢板市一般会計補正予算（第1号）

○議長 説明を求めます。

○総務課長 それでは議案第2号についてご説明させていただきます。

今回の補正予算第1号ということで、令和2年度第1号ですが、これは新型コロナウイルス感染症対策に係る経費ということでございます。

それでは予算書の2ページ、3ページをお願いいたします。第1表 歳入でございまして。歳入は18款 繰入金ということで補正額が1,460万円、歳入の予算総額が134億7,860万円ということでございます。

その下歳出、3款 民生費から7款 商工費ということで、歳入合計が補正額1,460万円、歳出予算総額が134億7,860万円ということでございます。

それでは説明書の4ページ、5ページをお願いしたいと思います。歳入につ

きましては基金ですね。18 款 1 項 1 目 財政調整基金と、5 目のふるさと納税基金繰入金ということでございます。

次のページをお願いいたします。6、7 ページです。歳出となります 3 款 民生費 1 項 1 目 社会福祉総務費でございますが、こちらの説明欄にありますように、温泉センターにかかる経費ということで、今回のコロナウイルスの対策として、城の湯温泉センターを 4 月 16 日から臨時休館といたしました。そのことに伴いまして、光熱水費などどうしてもかかってしまう維持管理の経費につきまして、指定管理者に補填する経費ということでございます。

その下 4 款 衛生費です。1 項 1 目 保険衛生総務費でございます。こちらにつきましては、4 月 22 日にコロナウイルス感染症対策班を設置いたしました。この対策班における事務費と、特別定額給付金ということで、そのために市役所の駐車場にプレハブがあろうかと思いますが、そのプレハブの借り上げの経費ということでございます。説明欄で金額の大きいもの、通信運搬費はこの特別定額給付金の請求書の郵送料ということで、5 月 15 日本日郵送ということでございます。委託料については、システム改修と申請書の作成の業務委託ということでございます。

7 款 1 項 2 目 商工振興費、こちらにつきましては来客数が減少して経営状況の悪化が懸念されております市内の飲食業者への経済的な支援のため、テイクアウトクーポン券を 5 月 1 日号の広報と一緒に配布させていただきましたが、それにかかる経費ということでございます。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。ご質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので次に進みます。

- ③ 議案第 3 号 市長の専決処分事項承認について
専決第 4 号 矢板市市税条例の一部を改正する条例
 - ④ 議案第 4 号 市長の専決処分事項承認について
専決第 5 号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例
 - ⑤ 議案第 5 号 市長の専決処分事項承認について
専決第 6 号 矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
-

○議長 一括して説明を求めます。

○税務課長（丸谷久美子） 議案第 3 号、第 4 号、第 5 号についてご説明いたします。議案書は議案第 3 号のページからになります。なお議案書及び専決処分書につきましては朗読を省略させていただきます。

初めに議案第 3 号についてご説明いたします。ページは矢板市条例第 15 号のページです。改正の概要につきましては、3 月の全員協議会におきましてご報告させていただいたところであります。

改正の主なものとしまして、初めに中段第 54 条は固定資産税の納税義務者等の規定になりまして、これまで災害の場合に規定されていた使用者を所有者とみなす制度が、一定の調査を尽くしてもなお、所有者が一人も明らかとならない場合にも、固定資産税を課することができることとされたもので、一番下の行第 5 項が追加となっております。

続きまして次のページ中段第 96 条は、たばこ税の課税免除についての規定になりまして、輸出等に係る課税免除の手続きを簡素化するもので、第 2 項が追加となっております。

一番下の行、附則第 6 条と右下の行、附則第 15 条の 2 につきましては、市民税の課税の特例に係る適用期限の延長でありまして、それぞれ 3 年延長するものであります。

その他の改正につきましては、地方税法等の改正によります改正と、用語の整理等の改正になっております。

次のページ附則になります。施行期日は令和2年4月1日、税目ごとの経過措置は記載のとおりであります。市税条例の説明は以上です。

続きまして議案第4号についてご説明いたします。ページは矢板市条例第16号のページです。矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例になります。

こちらの改正につきましては、地方税法の改正によります項ずれと、用語の整理による改正となっております。施行期日は令和2年4月1日、経過措置につきましては記載のとおりであります。都市計画税条例の説明は以上です。

続きまして議案第5号についてご説明いたします。ページは矢板市条例第17号のページです。矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例になります。

こちらの改正につきましても、3月の全員協議会におきまして概要をご報告させて頂いておりますが、課税限度額と軽減判定所得の改正になります。課税限度額につきましては、基礎課税額の限度額を63万円に、介護納付金課税額の限度額を17万円にするものであります。

軽減判定所得につきましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に生ずべき金額を285,000円に、2割軽減では50万円にするものであります。

施行期日は令和2年4月1日、適用区分は記載のとおりであります。説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。ご質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので次に進みます。

⑥ 議案第6号 令和2年度矢板市一般会計補正予算（第2号）

○議長 説明を求めます。

○総務課長 それでは議案第6号 令和2年度一般会計補正予算第2号につきましてご説明をいたします。予算書の2ページお願いしたいと思います。こちらの第2号につきましては、今回のコロナの特別定額給付金の給付にかかるといふこととございます。

それでは第1表、歳入になります。14款の2項 国庫補助金、こちらが入った今回の国庫補助金です。それと17款 寄附金、18款 繰入金で、歳入合計が32億2,390万円ということになります。歳入の予算総額が167億250万円になります。

歳出の方になります。2款 総務費から10款 教育費までということと、歳出の補正額の合計が32億2,390万円、歳出予算の総額が167億250万円ということになります。

それでは説明書をお願いいたします。4ページ、5ページをお願いいたします。まず歳入でございます。14款2項1目 総務費国庫補助金、こちらの説明欄をご覧くださいと思いますが、こちらにつきましては、定額給付金の上の部分が本体の1人10万円という補助金となります。その下が事務費の補助金ということと、いずれも10分の10ということとございます。

17款1項3目 衛生費寄附金、寄附金が1件ございました。

18款1項1目 財政調整基金、2目 ふるさと納税基金の、それぞれの繰入金ということとですが、第1号補正の方で基金等を繰り入れて予算立てをしたのですが、それが今回の事務費の補助対象となるということとありますので、その分も減額をしているということとございます。

それでは歳出となります。6ページ、7ページをお願いいたします。こちら

4箇所に分かれて時間外勤務手当がございます。これは4箇所に分かれて感染症対策班の職員が兼務、併任でそれぞれいるものですから、それに伴いまして、時間外手当がそれぞれに分かれているということでございます。

保健衛生総務費の時間外は、健康増進課分ということになりまして、いずれも先ほどの10分の10の補助でみられる時間外手当、というものを計上してございます。

それでは2款は、1項1目は時間外です。10目これが新たにできたものありまして、特別定額給付金支給事業ということで、こちらが一人10万円の支給に係るものということでございます。

その下4款1項1目 保健衛生総務費です。時間外は健康増進課分ということで、説明欄のその下の感染症対策事業、これが特別定額給付金に係る事務経費ということでございます。

金額の大きいものですが、印刷製本費につきましては、チラシや封筒の印刷代、通信運搬費は、今後申請書を送って、返送され、またそれを決定しましたという通知をさせていただくのですが、その部分の運送や郵送料ということです。手数料につきましては、口座の振替の手数料です。委託費につきましては、届いた申請書に関する入力作業というものがありますが、その業務委託。使用料及び賃借料につきましては、それらに係る事務用のパソコン、またその他周辺機器の賃借料ということになります。

7款、10款につきましては、時間外勤務の手当てということになります。8ページをお願いいたします。8ページは給与等の明細書ということございまして、一番上の総括のところ真ん中あたり、職員手当で1,314千円でございます。その下に手当の内訳、さらに(2)で職員手当の増減の明細ということでございます。こちらに一番下にありますように、いずれもこの特別定額給付

金支給にかかります時間外の手当と、管理職員等の特別の勤務手当ということになります。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。ご質疑等ございませんか。

○神谷議員 今日から申請書が発送されると先ほど言われていましたが、今後の手続きの流れを説明していただきたいと思います。最短でいつ振り込まれるのかということをご皆さん知りたがっていますので、よろしくお願ひします。

○健康増進課長（沼野晋一） 特別定額給付金につきましては、本日発送ということでありまして、申請書を今日お送りするということになっておりますし、オンライン申請も今日から始まっております。

支払いにつきましては、最短で今のところ5月28日を予定しております、そちらの方から順次、入力ができ次第で給付というような形で考えております。

○神谷議員 わかりました。よろしくお願ひいたします。

○議長 他にありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので次に進みます。

⑦ 議案第7号 矢板市営住宅条例の一部改正について

○議長 説明を求めます。

○建設課長（津久井保） 議案第7号 矢板市営住宅条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案書につきましては20ページ、21ページになります。

こちらにつきましては、前回の全員協議会で既にご報告いたしているところでございますが、荒井市営住宅の6棟24戸を解体撤去したことに伴いまして、所要の整備を行うため条例の一部を改正するものであります。

以上です。

○議長 説明は終わりました。ご質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので次に進みます。

(3) 塩谷広域行政組合議会議員の選出について

(4) 栃木県後期後継者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長 次に(3)及び(4)について一括して説明を求めます。

○事務局長 (3)及び(4)についてご説明いたします。(3)につきましては、現在1名が欠員となっております。(4)につきましては、任期満了に伴いまして今不在となっております。それぞれ1名の選出及び選挙をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

○議長 説明は終わりました。ご質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので次に進みます。

(5) 会期、議事日程及び議案の取り扱いについて

○議長 (5)について説明を求めます。

○議会運営副委員長 ご協議申し上げます。第361回矢板市議会臨時会の議会運営については、去る5月8日午前10時から第2委員会室において議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。

提出議案の件数及びその取扱い等について慎重に協議をした結果、今臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。議事日程についてはお手元に配付の日程表のとおりであります。

なお議案第1号から議案第7号までの取り扱いにつきましては、会議規則第

37 条第 2 項の規定により、常任委員会付託を省略し、即決でお願いしたいと思いを思います。

また塩谷広域行政組合議会議員の選出について、及び栃木県後期高齢者医療広域連合議員の選挙については、指名推選でお願いしたいと思いを思います。何卒議員各位のご協賛を賜りますようお願いいたします。

○議長 説明は終わりました。ご質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 説明の通りご了承お願いいたします。

4 報告事項

(1) 議会運営に係る新型コロナウイルス感染症対策について

○議長 (1)について説明を求めます。

○議会運営副委員長 議会運営に係る新型コロナウイルス感染症対策について、去る 5 月 8 日、議会運営委員会を開催し協議をいたしましたので、その結果の概要をご報告いたします。

会議時間の短縮を図るため、一般質問については持ち時間を 30 分から 15 分に短縮すること。また、議案等の説明等についても、簡略化するなどして時間短縮にご協力をお願いすることとなりました。

また、密閉、密集、密接を回避するため、出席者は議案等の関係部課長といたしますので、よろしくお願ひします。そのほか詳細については、資料の通りでありますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 説明は終わりました。ご質疑等はございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので次に進みます。

(2) 議員報酬の削減について

○議長 (2)について説明を求めます。

○議会運営副委員長 議員報酬の削減について、去る5月8日、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果の概要をご報告いたします。

7月から令和3年3月までの9か月間、報酬を5%削減することとし、更に政務活動費についても半減することといたしました。議員各位のご協賛を賜りますようお願いいたします。

なお、このことにより生み出される財源については、教育環境の充実に充てられるよう要望するものであります。以上でございます。

○議長 説明は終わりました。ご質疑等はございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので次に進みます。

(3) 矢板市国土強靱化地域計画の策定について

○議長 (3)について説明を求めます。

○総合政策課長（高橋弘一） それでは私の方から矢板市国土強靱化地域計画の策定につきましてご説明させていただきます。資料がございます。

国におきましては、大規模自然災害に備えた強靱な国づくりを進めるため、平成25年に国土強靱化基本法を制定いたしまして、国土強靱化に関する政策に計画的に取り組むため、平成26年に国土強靱化基本計画を策定いたしました。

栃木県では平成28年に国土強靱化地域計画を作成しておりまして、矢板市におきましても災害に強いまちづくりを推進するため、計画を策定するものがございます。

2の計画の位置づけでございますけれども、この計画は矢板市の国土強靱化に関する、様々な分野の計画の指針となるものでございます。

3の計画策定の進め方ですけれども、記載の通り1から9までありますが、目標とか、リスクシナリオといったものを設定いたしまして、それへの対応策の検討や、その対応策について重点化や優先順位付け、そしてKPIの設定というものを行ってまいります。

4の策定体制ですけれども、住民の意見と専門家の知見の活用ということで、こちらは矢板市防災会議の委員の方から意見をいただくことを考えております。

それから庁内の体制ですが、協議委員による策定委員会、それから調整会議員による幹事会を設置いたしまして、今年度中の作成を予定しております。簡単ですが以上です。

○議長 説明は終わりました。ご質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので次に進みます。

(4) 矢板市長等の給料の特例に関する条例の制定について

○議長 (4)について説明を求めます。

○総務課長 それでは(4) 矢板市長の給料の特例に関する条例の制定についてご説明をいたします。

市長、副市長、教育長の給料を、7月から令和3年の3月までの9カ月間におきまして、5%削減するということといたしました。この削減で生み出された費用につきましては、新型コロナウイルス感染症対策における学校教育の経費に活用したいと考えております。具体的にはギガスクール構想などの、IC

T学習の環境整備の一部に充てる予定でございます。

つきましては、これに伴います関係条例を6月定例会に提出したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。以上です。

○議長 説明は終わりました。ご質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので次に進みます。

(5) 矢板市市税条例の一部改正について

○議長 次に(5)について説明を求めます。

○税務課長 矢板市市税条例の一部改正につきましては、令和2年度税制改正によるものと、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置により、地方税法が改正されたことによるものがございます。

初めに令和2年度税制改正についてご説明いたします。資料は「令和2年度税制改正について」になります。

令和2年度税制改正のうち、固定資産税における「地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）」につきましては、削減割合を市の判断で定めることができるものでありまして、今回の税制改正で(1) 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地が新設されました。特例割合につきましては2/3を参酌して、1/2以上5/6以下で定めるとされておりまして、国の参酌基準に準じ2/3とするものであります。

次に(2) 水力発電設備につきましては、特例割合の変更でありまして、国の参酌基準が2/3から3/4に変更になりましたので、国の参酌基準に準じ3/4に改正するものであります。なおこれらにつきましては、現在矢板市におきまして該当する土地・設備はございません。

続きまして資料は次のページ、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置について」になります。

1 固定資産税につきましては、先ほども申しあげましたわがまち特例に関するものでありまして、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充になります。現行の対象資産に事業用家屋と構築物を追加するものであります。特例割合につきましては0以上1/2以下で定めることとされており、最初の3年度に限り、市の特例割合を0とするものであります。

次に2 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長についてであります。こちらは軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置につきまして、取得の適用期限を6ヶ月延長し、令和3年3月31日までとするものであります。

3 徴収の猶予制度の特例につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少し納税が困難な場合において、無担保かつ延滞金なしで徴収猶予できるものでありまして、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用されるものであります。こちらにつきましては地方税法の改正による対応となりまして、市税条例につきましては一部手続きのみの改正となります。

4 その他であります。こちらは厳しい経営環境にある中小企業者等に対しまして、令和3年度に限り償却資産及び事業用家屋にかかる固定資産税、及び都市計画税の課税標準を1/2または0とするものであります。この軽減につきましては地方税法の改正による対応となりまして、市税条例の改正はございません。

以上でございます。これらの改正を含めました矢板市市税条例の一部改正につきましては、6月議会に議案として提出いたしますので、よろしくお願い

いたします。説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。ご質疑等はございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので次に進みます。

(6) 矢板市都市計画税条例一部改正について

○議長 説明を求めます。

○税務課長 矢板市都市計画税条例の一部改正についてご説明いたします。資料はございません。

矢板市都市計画税条例の改正につきましては、先ほどの市税条例の説明の中で申し上げました、わがまち特例の特例割合につきまして、都市計画税におきましても適用となるものでありまして、浸水被害軽減地区の指定を受けた土地について、固定資産税と同様に国の参酌基準であります2/3とするものであります。

この他の改正としましては、用途地域内及び用途地域に接する地区計画の区域内としております課税区域につきまして、区域を明確化するため地番を規定するものであります。

以上でございます。これらの改正を含めました矢板市都市計画税条例の一部改正につきましては、6月議会に議案として提出いたしますのでよろしくお願いたします。説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。ご質疑等はございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので次に進みます。

(7) 矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例及び特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長 説明を求めます。

○社会福祉課長（石崎五百子） 矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例及び特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきまして、ご説明いたします。資料はございませんのでお聴き取り願います。

近年大規模災害が頻発していることから、災害弔慰金の支給に関する法律の一部が改正され、災害弔慰金、災害傷害見舞金等の支給に当たり、自然災害による死亡であるか否かの判断が困難な場合、これまで県の支給審査会等へ委託されていましたが、これを迅速化するため市町村に審議会その他の、合議制の機関を置くことが努力目標とされました。

本市といたしましても、矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例を改正し、矢板市災害弔慰金等支給審査委員会を設置いたしまして、委員には医師、弁護士、大学教授を委嘱することといたしました。

これに伴い、審査委員会の委員の報酬及び費用弁償等を規定するため、特別職の職員で非常勤の者の報酬、及び費用弁償等に関する条例の改正を行うものです。本改正案は6月議会に提出いたしますので、ご審議いただけますようお願いを申し上げます。以上です。

○議長 説明は終わりました。ご質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので次に進みます。

(8) 新型コロナウイルス感染症対策について

○議長 順に説明を求めます。

○健康増進課長 新型コロナウイルス感染症対策についてご説明いたします。

主に、4月21日開催の全協後の事項についてご報告いたします。

まず、昨日5月14日までの栃木県での新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について報告します。患者の人数については、57名であります。そのうち、県北健康福祉センター管内につきましては、8名であります。なお、患者57名のうち39名の方が既に退院されているとのことです。

4月21日に、矢板市新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を開催いたしました。この会議は、市長を会長とし、副会長に矢板市医師団長及び国際医療福祉大学塩谷病院長を、そして構成員を、市議会議長、市対策本部員、市内各団体の代表者とした会議であります。ここで新型コロナウイルス感染症対策について、情報共有及び意見交換をいたしました。

「市外への外出は控えましょう」という資料を付けさせていただきましたが、このチラシを4月24日に新聞折り込みで配布いたしました。チラシの内容としては、市外への外出自粛や市立小中学校の臨時休校、また感染症に関する相談窓口などを記載いたしました。

また、「その電話・・・詐欺かもしれません！ その外出・・・“今”じゃなきゃダメ？」という資料をつけさせていただきましたが、このチラシを5月1日に、各行政区長を通じて全戸配布をお願いいたしました。チラシの内容としては、特別定額給付金に関する詐欺防止のための注意喚起、ごみ捨ての際の注意点、運動不足になりがちなので体力維持の啓発や、感染症に関する相談窓口などを記載いたしました。

5月4日には国において、全国都道府県に宣言していました新型コロナウイ

ルス感染症緊急事態宣言の期限が、当初の5月6日までから5月31日まで延長されました。

それを受けて5月5日には県の対策本部会議が開催され、その後市町長会議がウェブ会議として開催されたところであります。市対策本部員はその市町長ウェブ会議を傍聴しまして、同日に、第9回市対策本部会議を開催し、市施設の対応について、及び終息後経済の回復に向けた取り組みが行えるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用も視野に入れながらの施策について、検討していくこととしました。

5月7日には、第10回市対策本部会議を開催し、各課の新型コロナウイルス感染症に対する対応状況について確認しました。

昨日5月14日には、国は栃木県を含む39県について、緊急事態宣言を解除しました。これを受けまして、本日午後に第11回市対策本部会議を開催いたします。

また、矢板市新型コロナウイルス感染症対策施設整備費補助金を創設しました。これは市内医療機関が新型コロナウイルス感染症の対策のための施設整備をする際に、補助を行うものです。

先ほど少し説明しましたが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連の「特別定額給付金」につきましては、基準日であります4月27日において矢板市の住民基本台帳に記録されている方1人あたり10万円を、世帯主に給付するものであります。

資料として付けさせていただきました「特別定額給付金のお知らせ」というチラシにつきましては、5月10日の新聞折り込みで配布いたしました。なお、本日5月15日に申請書を発送いたしまして、またオンライン申請につきましても本日から受け付けを始めたところであります。申請期間は、3カ月以内と

いうことで、8月14日までが申請期限となります。

このほかの新型コロナウイルス感染症対策状況等は、所管の課長から報告いたします。

○くらし安全環境課長（小野寺良夫）　くらし安全環境課の取り組みでございますが、まず、防災行政無線によります注意喚起を行っておりますが、これは2月26日から実施しております5月31日、今月末まで実施する予定でございます。

また防災メール配信につきましては、今まで4回配信してございまして、今後につきましても適宜配信して参りたいと考えております。

以上でございます。

○教育総務課長（小瀧新平）　教育総務課所管につきまして、大きくは学校の臨時休校に関しまして5件、また矢板市育英会奨学生の追加募集についてご報告させていただきます。

まず臨時休校に関しましては、臨時休校の期間延長につきましては、5月7日からの国の緊急事態宣言が延長されたこと、また県において県立学校の臨時休校が延長されたことなどによりまして、5月31日まで臨時休校を延長しております。

なお、昨日の本県における国の緊急事態宣言の解除を受けまして、分散登校によりまして、段階的に登校日を増やして参ります。なお、6月1日から、本格的な再開を目指して取り組んでいるところでございます。休校に関しましては、分散登校についてでございますが、臨時休校期間中でありましても、感染の状況を踏まえ、段階的に学校教育活動を再開する準備を進めていくことが大切なことから、分散登校を実施するものでございます。18日月曜日の週から、小中学校とも三密を避ける工夫等を含むなど、感染防止に十分配慮して実施し

てまいります。

また休校に伴います補習授業についてでございますが、授業日数不足を補うため、夏休み・冬休み期間を利用しまして補修を実施するものでございます。夏休みにつきましては、前半部分と後半部分を利用しまして16日間、冬休みにつきましては、4日間を利用いたしまして、補習授業を実施して参りたいと考えております。

また、休校中におけます家庭学習につきましては、一つにはテレビ会議機能を使用しました、同時双方向性のオンライン指導の試行の実施、二つには学習プリントの配布、郵送や持参による提出添削指導の実施といったことを行っていく予定でございます。

休校中の校庭の開放でございますが、こちらにつきましては児童生徒のストレス解消等を図るため、平日に限りまして、午前10時から午後3時まで校庭の開放を実施するものでございます。なお、小学校を対象に期間中、学校職員が巡回を行って参ります。

最後に、市育英会奨学生の追加募集につきましては、こちらは給付事業・貸与事業それぞれについて行うものでございます。この度の新型コロナウイルス感染拡大に係る影響等で、家計が急変した方への対応といたしまして、奨学生の追加募集を行うものでございます。対象者につきましては給付事業につきましては、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学及び大学院に在学する学生・生徒となります。貸与事業につきましては、給付事業での学生・生徒さんに、高等学校の生徒さんを加えた形となります。

内容につきましては、給付金額でございますが、一時金としまして給付につきましては20万円、なお給付につきましては貸与事業との併用も可能となっております。

また貸与事業の貸与金額でございますが、高等学校、高等専門学校の3学年までにつきましては月額1万5千円、専修学校、高等専門学校4年5年につきましては月額3万円、短期大学、大学、及び大学院生につきましては月額3万円ということで、それぞれ給付、貸与を予定しております。

また募集人員につきましては、給付奨学生につきましては4名、貸与奨学生につきましては若干名としております。追加募集期間につきましては、6月1日月曜日から7月10日金曜日までを予定しております。

教育総務課所管につきましては以上でございます。

○子ども課長（田城博子） 子ども課から学童保育の体制及び児童出席状況についてご説明いたします。小学校の臨時休校に伴いまして、前回同様児童の受け入れ先であります学童保育館、10館を開館しております。当初からその体制で変わりはありません。

また児童の出席状況でございますが、臨時休校中により特別に利用申請を受け付けたところ、その申請について概ね75%の利用状況であると前回報告いたしました。その後確認いたしまして現在約70%の利用状況であるということで、利用者は若干減っている状況でございます。また児童館と「こどものひろば」につきましては、5月31日まで休館としております。

次に市内の保育所等の保育についてご説明いたします。5月6日までの期間、出来る限りご家庭で保育をお願いするというので、休館期間の保育料については、利用日数に応じた減免をする対応で保護者に自主休園を要請いたしました。その後栃木県緊急事態措置の延長を受けまして5月31日まで同様の対応で継続しております。

今週の各園の状況を確認したところ、前回約5割弱の保護者がご家庭でお子さんを見ている状況であると報告いたしましたが、数字の上ではあまり変動は

ございません。不定期ではございますが保護者が働き始めたことや、自主休園が長期間になり、保護者のストレスや疲労感が出たことにより、半日の預かりなど若干利用者が増えているという状況でございます。

子ども課からは以上です。

○生涯学習課長（山口武） 社会教育施設及び放課後子ども教室の対応をご報告いたします。社会教育施設につきましては、緊急事態宣言を受けまして5月10日まで使用を中止しておりましたが、感染状況を考慮しまして一部再開することとしました。

生涯学習館は5月11日から、矢板・泉・片岡公民館及び農村環境改善センターは5月12日から貸館業務を再開しております。使用条件といたしまして、使用者は会議室定員の半数といたしまして、使用時間は原則1時間以内としております。ただし感染リスクの高いと思われる、ダンス、合唱、調理などの使用はご遠慮いただいております。

スポーツ施設につきましては、5月11日より矢板運動公園、片岡運動場など、屋外施設のみで貸し出しを再開しております。使用条件といたしましては、矢板市市民であること、人と人が接触しない練習のみとし、試合形式や大会の開催はご遠慮いただいております。

矢板武記念館につきましては5月13日から、郷土資料館につきましては5月12日から開館しております。団体でのご利用につきましてはご遠慮いただいております。

図書館は5月12日から貸出返却のみを実施いたしまして、滞在時間を30分以内としております。2階の学習室、視聴覚室及び閲覧等は休止しております。

放課後子ども教室につきましては、学校の休校と合わせまして、5月29日

まで、午前8時から午後6時まで、児童を預かることとしております。放課後子ども教室の受け入れ児童数につきましては、豊田小豊田っ子ふれあいスクール、こちらは12名、乙畑小ひまわりスクール、こちらは15名でございます、各校指導員と非常勤教員で対応しております。

また児童の安全を確保するために、保健師が週1回、放課後子ども教室を巡回いたしまして、教室の環境と児童の体調管理の指導を受けております。

以上でございます。

○社会福祉課長 城の湯温泉センターにつきましては、4月16日から休館としておりましたが、5月20日から県民を対象として再開いたします。なお、入館される方には、クラスター対策のため、氏名や連絡先などをご記入いただく予定でございます。

また感染予防といたしまして、温泉館の休憩室などの各室、それからふれあい館につきましては当面引き続き休館とする予定でございます。

以上です。

○都市整備課長（柳田豊） 長峰公園のシンボルトワーのライトアップについてご報告申し上げます。資料はございませんのでお聴き取り願います。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の最前線で働く医療従事者の皆さんへの、感謝の気持ちと敬意を込めて、長峰公園シンボルトワーのブルーライトアップが、市内電気工事業者のご厚意によりできるようになりましたのでご報告させていただきます。

照明工事におきましては5月7日から着手し、ライトアップを9日から当分の間実施しており、点灯時間は午後7時から9時までです。なお周知につきましては、本市のホームページにも掲載されておりますのでご承知おきください。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○水道課長（柳田和久） まず初めに、水道料金等の徴収猶予であります。水道料金及び下水道使用料の支払猶予であります。新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う収入減少により、一時的に支払いが困難になった方に対する支払猶予制度については、先月から申請を受け付けているところですが、昨日現在で2件の申請がありまして、この2件について支払い猶予の決定をしているところであります。なお申請の期限については原則本日が最終日ということになります。

続きまして、水道料金及び下水道使用料の減免について報告します。資料はございません。事業の概要であります。先月の17日に公表されました、栃木県緊急事態措置に伴いまして、休業に協力した市内の事業者に対しまして、5月並びに6月請求分の水道料金と下水道使用料のうち、基本料金を申請に基づき補助するという制度であります。受付につきましては早急に開始するというので、現在事務手続きを進めているところであります。

以上です。

○総合政策課長 それでは国が創設いたしました臨時交付金につきましてご説明させていただきます。口頭での説明になりますがご了承いただきたいと思います。名称につきましては「新型コロナウイルス感染症対応地方創生会臨時交付金」というものでございます。

この臨時交付金につきましては、既に新聞報道などでご存知かと思っておりますけれども、感染拡大の影響を受けている地域経済や、住民生活の支援のために、国が創設したものでございまして、今回矢板市に配分されました、第一次交付限度額は約1億2,000万円でございます。矢板市におきまして、この臨時交付金を活用する事業を取りまとめましたのでご報告させていただきます。

矢板市におきましては、「命を守る、経済を復興する、学びを取り戻す」と

いった三つの柱の観点で活用することといたしました。まず命を守るということでは、簡易な感染症対策施設を整備する医療機関への助成事業や、オンライン診療システムを導入する医療機関への助成事業、そして防護服やマスクなどの購入事業、それから陰圧式のエアートेंटの購入事業などでございます。

また経済を復興するということでは、事業を推進するため、今回矢板市商工会も参加していただきます、現段階で仮の名称ではございますけれども「矢板市アフターコロナ経済復興本部」を設置いたしまして、市内経済の再生や活性化を推進して参りたいと考えております。

臨時交付金を活用した事業につきましては、中学3年生までのお子さんがある世帯に対しまして、事業に参加する市内の店舗で使用できる「子育て応援券」の発行事業、それから経営が悪化した事業者に対しましての給付金の支給、それから第2弾となりますけれども、テイクアウトクーポン券の発行事業、それと事業者が新たな取り組みを行う場合の助成事業などでございます。

そして三つ目の学びを取り戻すでは、小中学校に配備しますタブレットの導入に伴う事業でございます。臨時交付金を活用する主なものにつきましては以上ではございますけれども、この臨時交付金にかかります予算につきましては、5月中に専決処分をさせていただきまして、次の議会で議案として提出いたしますので宜しくお願いいたします。

長くなりましたが以上です。

○議長 説明は終わりました。何かご質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので次に進みます。

(9) その他

○議長 各議員及び市当局から何かありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、ここで暫時休憩いたします。 (11:09)

(本会議を開催)

○議長 ただいまより、全員協議会を再開いたします。 (11:52)

3 議題(1) ③ 議会改革推進特別委員の選任について

○議長 この選任については、議長から委員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。議会改革推進特別委員会委員に、4番 中里理香 議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいまの指名にご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会改革推進特別委員については、ただいまの指名のとおり決定いたしました。

委員長互選のため暫時休憩いたします。 (11:53)

(議会改革推進特別委員会開催)

○議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 (11:59)

休憩中に、議会改革推進特別委員会が開催され、委員長の互選が行われました。その結果報告書が議長に提出されております。事務局長に朗読させます。

○事務局長 ご報告いたします。委員長に13番 宮本 妙子 議員、副委員長に4番 中里理香 議員、以上でございます。

○議長 事務局長朗読のとおりであります。

5 その他

次に、5 その他、に入ります。以上で予定した議題は終了しました。この際、議員各位及び執行部から何かありませんか。

(なし)

6 閉会

○議長 以上をもちまして本日の全員協議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(12 : 01)